

社会福祉法人筑前伊都の会
短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人筑前伊都の会（以下本会）が実施する指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下、本事業）は要介護者等の利用者の心身の状況により、又は、家族の疾病、冠婚葬祭等の理由により、若しくは利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る為に、一時的に居宅において日常生活を営むに支障がある者を対象に、本人や家族の意向等を基本に利用者が快適に、安心して利用できるような介護サービスの提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行う。

- 1 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が、日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、当該利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限することはしない。
- 4 提供する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善をはかる。
- 5 地域住民又はボランティア活動等の連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ショートステイ松生園
- 2 所在地 福岡市西区今宿青木1093-22
- 3 電 話 092-885-2945 FAX 092-885-2948

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 特別養護老人ホーム松生園に勤務する職員の職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、本ホームの運営管理、職員の管理等、全般的な統括管理を行うとともに、関係者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 医 師 (非常勤) 1名

利用者の健康管理と健康維持のための適切な措置を行う。

3 事務員 1名

利用者の負担金徴収義務、経理、庶務等の一般事務業務を行う。

4 生活相談員 1名以上

利用者的心身の状況、置かれている環境との把握に努め、利用者又は家族に対しその相談に応じ必要な助言援助を行う。

5 看護職員 3名以上

利用者の保健衛生と健康管理に注意して、医師と協力して健康保持のための適切な看護業務を行う。

6 機能訓練指導員 1名以上

利用者的心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

7 介護職員 17名以上

利用者的心身の状況に応じ、適切な方法により入浴、排泄、清拭、離床、食事、着替え等利用者の自立支援と日常生活の充実に資することに努める。

8 介護支援専門員 1名以上

利用者的心身の状況、置かれている環境との把握に努め、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、日常生活の充実、自立支援にむけた介護計画を作成する。

9 管理栄養士 1名以上

栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し献立を作成する。

10 調理員 5名以上 (委託)

衛生管理に十分注意をはらい、管理栄養士が作成した献立にそって忠実に調理する。

(利用定員)

第5条 利用定員は10名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則として、年中無休とする。
- (2) 営業時間(利用受け入れ時間) : 原則として、午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間連絡可能な体制とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

1 生活指導及び訓練等

機能訓練指導員等による広義のリハビリテーションを積極的に取り入れ、且つ自主性を尊重した日常生活動作の訓練を行う。

2 食事の提供

利用者の趣向と健康状態を的確に把握し、食事の諸問題を検討し、バラエティに富んだ楽しい食事とする。

3 入浴の提供

利用者の健康状態を把握した上で、心身の衛生面及び機能面を考慮した入浴サービスとする。

4 健康管理

利用者の状態を的確に把握し、家族及び嘱託医等との連携を密にとり、疾病の予防に努める。

5 その他の介護の提供

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

6 送迎サービス

家族にて入退所時の送迎が困難な利用者に対しては、送迎の便宜を図る。

7 在宅介護に関する各種の相談への対応

常に利用者や家族の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応ずると共に、必要な助言や、その他の援助を行う。

8 介護教室

介護者やその家族に対し、在宅での介護方法等を専門の職員が、実習指導・助言を行う。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料・その他の費用)

第8条 利用料・その他の費用について

1 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料

別紙1 多床室ご利用の場合

別紙2 従来型個室ご利用の場合

2 事業所は前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

1 交通費 通常の送迎の実施地域以外の送迎については、実費を受ける。

2 理美容代 実費

3 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いの同意を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、福岡市西区、早良区、城南区及び糸島市とする。

ただし、希望があれば上記地域以外でも行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1 努めて健康に留意すること。

2 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしないこと。

3 指定された場所以外で火気を用いないこと。

4 その他、管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備え、消火、避難通報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある個所の定期点検を実施する。

2 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の地域住民を交えた関係機関等

への連絡体制を整備し、その内容について職員に周知を図る。また、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等を実施する。

(虐待防止に向けた体制等)

第13条 事業所は、虐待発生の防止向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、事業所は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- ① 事業所では、「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を設置する。
- ② 委員会では、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制等の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- ③ 委員会では、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を職員に対して実施する。
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設は速やかに市町村等の関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等の関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、予め利用者又は家族の同意を文書で得ることとします。
- 5 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、本会が定める。

(附 則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- | | |
|----|------------------|
| 改訂 | 平成21年4月1日から施行する。 |
| 改訂 | 平成22年4月1日から施行する。 |
| 改訂 | 平成24年4月1日から施行する。 |
| 改訂 | 平成24年9月1日から施行する。 |
| 改訂 | 平成26年4月1日から施行する。 |
| 改訂 | 平成27年4月1日から施行する。 |
| 改訂 | 平成27年8月1日から施行する。 |
| 改訂 | 平成28年4月1日から施行する。 |
| 改訂 | 平成30年4月1日から施行する。 |
| 改訂 | 令和元年10月1日から施行する。 |
| 改訂 | 令和3年 9月1日から施行する。 |